

仕 様 書

第一管区海上保安本部

- 1 件 名 膨張式救命胴衣点検整備等 (単価契約)
- 2 履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所 ①第一管区海上保安本部所属船艇の整備等請負造船所施設内及び
巡視船艇定係地 (函館市・室蘭市・苫小牧市内に限る)
②その他官の指定する場所
※実施時期・実施場所の詳細は、担当職員から別途指示する。
- 4 仕 様 (1) 膨張式救命胴衣の法定点検整備を実施すること。
(2) 点検の結果、不備があった場合は部品交換を行うこと。
なお、別紙に定めのない不良箇所等を発見した場合は、不良箇所
報告書 (別紙様式2) を提出し、発注者と協議すること
(3) 予定数量は、別紙のとおり。
※数量は予定のため、交換物品の増減による異議を申し立てないこと。
- 5 そ の 他 (1) 点検等に伴い疑義が生じた場合は、担当官と協議すること。
(2) 履行場所①については、救命胴衣等の搬出入は業者により直接陸送
にて行い、交通費等は請負者において負担すること。
履行場所②については、運送も可とする。
(3) 点検・部品交換等により発生した廃材等については、適切に処分す
ること。
(4) 発注は別紙様式1にて行う。また、履行完了後は点検整備記録書及
び業務完了報告書を提出し、検査職員の検査を受けること。
(5) 検査職員による検査後、1ヶ月分を取りまとめて請求するものとし、
正当な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

(6) 本仕様に定めのない事項については、「第一管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

内訳書

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	東洋ゴム工業(株) 膨張式救命胴衣	TJ-10	着	70	
2	マガジン	TJ-10用	個	140	
3	ポンベ	TJ-10用	個	1	
4	アール・エフ・ディー・ジャパン(株) 膨張式救命胴衣	RTJ-10R	着	222	
5	マガジン	RTJ-10R用	個	444	
6	ポンベ	RTJ-10R用	個	1	
7	アール・エフ・ディー・ジャパン(株) 膨張式救命胴衣	TJ-10R	着	22	
8	マガジン	TJ-10R用	個	44	
9	ポンベ	TJ-10R用	個	1	
10	藤倉コンポジット(株) 膨張式救命胴衣	F-06A	着	100	
11	マガジン	F-06A用	個	48	
12	スプール	F-06A用	個	152	
13	ポンベ	F-06A用	個	1	
14	アール・エフ・ディー・ジャパン(株) 膨張式救命胴衣	RTJ-10R	着	1	買入
15	藤倉コンポジット(株) 膨張式救命胴衣	F-06A	着	1	"
16	運送	稚内市	着	1	
17	運送	瀬棚町	着	13	
18	運送	浦河町	着	20	
19	運送	留萌市	着	89	

膨張式救命胴衣点検整備 発注書

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇 様

所属 第一海上保安本部
経理補給部 補給課

氏名

TEL 0134-27-0118

FAX 0134-27-6183

履行場所	例: □□造船所、巡視船●●定係地(函館市)など
履行希望日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 の間
対象船艇 (担当者・連絡先)	□□海上保安部 巡視船〇〇〇 担当者: △△ 連絡先: ××
品目・数量等	別紙のとおり

- ・膨張式救命胴衣の法定点検整備を実施すること。
- ・点検の結果、不備があった場合は部品交換を行うこと。
- ※数量は見込であるため、交換物品の増減による異議を申し立てないものとする。
- ・点検等に伴い疑義が生じた場合は、担当官と協議を行うこと。
- ・各履行場所への交通費等は請負者において負担すること。
- ・点検・部品交換等により発生した廃材等については、適切に処分すること。
- ・点検整備記録書及び業務完了報告書を提出し、検査職員の検査を受けること。

※受注者使用欄

受注確認日	会社名・担当者	印 又は サイン	回収予定日時	回収予定場所
令和 年 月 日			令和 年 月 日	

(別紙様式2)

不良箇所報告書

契約件名	膨張式救命胴衣点検整備等 (単価契約)
対象船舶	

1 不良箇所概要

2 必要交換部品

3 その他

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

第一管区海上保安本部長 殿